

## 後期高齢者医療制度 保険料額決定通知書が送付されます

後期高齢者医療制度に加入されている方へ6月中旬に「平成23年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付しますので、保険料額を確認してください。

### ●保険料の納め方

「年金からの天引き」＝年金支給月ごとに年金から差し引かれます。

「口座振替」＝新たに「口座振替」を希望される方は、手続きが必要です。

町住民課国保医療係まで「預金通帳」と「届出印」をご持参ください。

「納入通知書」＝金融機関や役場出納室窓口で納めていただきます。

**第1期納入期限は6月30日**です。



### 年間保険料の計算方法(平成23年度)

■保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。

保険料は被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

保険料率は、平成22年度と変わりません。

**均等割**  
【1人あたりの額】  
44,192円

+

**所得割**  
【本人の所得に応じた額】  
(所得－33万円)×10.28%

=

**1年間の保険料**  
(限度額 50万円)

※所得とは 前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など。)を差し引いたものです。  
なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

また、社会保険料控除額、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は、適用されません。

### ●保険料の軽減

所得に応じて均等割と所得割に軽減があります。  
詳細については、お問い合わせください。

#### お問い合わせ

町住民課国保医療係 ☎56－8006

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

## 国民健康保険税の仕組みと税額の計算方法

国保税の年税額＝下図の各合計を合わせた額

| 医療分<br>限度額<br>50万円 | 後期支援分<br>限度額<br>13万円 | 介護分<br>限度額<br>10万円 |
|--------------------|----------------------|--------------------|
| 所得割額               | 所得割額                 | 所得割額               |
| +                  | +                    | +                  |
| 資産割額               | 資産割額                 | 資産割額               |
| +                  | +                    | +                  |
| 均等割額               | 均等割額                 | 均等割額               |
| +                  | +                    | +                  |
| 平等割額               | 平等割額                 | 平等割額               |
|                    |                      |                    |
| 合計額                | 合計額                  | 合計額                |
| +                  | +                    |                    |

### 町の国保税の算定税率

|        | 医療分      | 後期支援分    | 介護分      |
|--------|----------|----------|----------|
| 所得割額   | 8.2%     | 1.8%     | 1.5%     |
| 資産割額   | 37.0%    | 8.0%     | 3.0%     |
| 均等割額   | 16,000円  | 4,000円   | 4,200円   |
| 平等割額   | 26,000円  | 5,000円   | 3,600円   |
| 賦課限度額  | 500,000円 | 130,000円 | 100,000円 |
| ※H22まで | 490,000円 | 120,000円 | 90,000円  |

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税します。税額は、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の4つの合計で計算します。なお、40～65歳未満の加入者(2号被保険者)のいる世帯は、介護保険分も含めて計算します。

①所得割額＝(所得額－33万円)×税率

前年の所得額から33万円を引いた額に各税率を掛けて計算(加入者ごとに計算し、世帯で合計します)

②資産割額＝(固定資産税額)×税率

今年度の固定資産税額(土地・家屋分)に税率を掛けて計算

③均等割額＝(世帯人数)×(1人あたりの金額)

世帯人数に1人あたりの額を掛けて計算

④平等割額＝定額

加入者のいる世帯に平等に掛かる金額

※今年度から、賦課限度額と介護納付金所得割税率が左表のとおり変更になりました。

お問い合わせ 町住民課国保医療係 ☎56－8001  
町税務課住民税係 ☎56－8003